

昭和37年4月1日

制定

改正 昭和41年4月1日

====（省略）====

2023（令和5）年12月20日

20●（令和●）年●月●日

第1章 総則

第1条 本学は、経済、経営、人文、法律、薬学及び情報を中心とする諸科学の総合的専門的研究及び教授を行うことを目的とし、学識深く教養高き人材を養成して広く社会の発展に寄与することを使命とする。

第1条の2 第1条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。

2 自己点検及び評価に関する規程並びにファカルティ・ディベロップメントに関する規程は別に定める。

第2条 本学に経済学部、経営学部、人文学部、法学部、薬学部及び情報学部を置く。

2 経済学部には経済学科を、経営学部には経営学科を、人文学部には英語英米文学科と社会学科を、法学部に法学科を、薬学部には医療薬学科を、及び情報学部には情報学科を、それぞれ置く。

3 各学部又は各学科における教育目的及び教育目標については、別に定める。

第3条 本学に大学院を置く。大学院の学則は、別に定める。

第2章 授業科目及び単位数

第4条 授業科目を分けて、教養教育科目、言語文化科目、健康文化科目、基礎教育科目、専門教育科目、学部科目、自由選択科目、教職科目、教職に関する科目、司書に関する科目及び司書教諭に関する科目とする。

2 各学部における授業科目は、必修科目、選択必修科目及び選択科目の三種とする。なお、自由選択科目、教職に関する科目、司書に関する科目及び司書教諭に関する科目は、卒業単位には算入しない。

3 各学部における授業科目とその単位数は、別表(1)のとおりとする。

4 教職に関する科目とその単位数は、別表(2)のとおりとする。

5 司書に関する科目とその単位数は、別表(3)のとおりとする。

6 司書教諭に関する科目とその単位数は、別表(4)のとおりとする。

====（省略）====

第3章 履修方法，単位の認定，課程修了及び学士号

第7条 各学部の授業科目は，教授会の定める教育課程に従い，各年次に配当する。

2 学生は，所属する学部学科の定める細則及び履修規程に従い，以下の授業科目を履修し，その単位を修得しなければならない。

===== (省略) =====

<情報学部情報学科>

(1) リベラルアーツ科目群

教養教育科目より人文科学分野，社会科学分野及び自然科学分野より各2単位以上，言語文化科目より4単位以上を含む 24単位以上

(2) 一般教育科目群

(3) 専門科目群

演習科目 10単位

共通専門科目，情報システム専門科目 40単位以上

(4) 社会実践科目群 10単位以上

(5) 周辺科目群

(6) (2)から(5)までの各科目群の合計 92単位以上

合計 124単位以上

===== (省略) =====

第9条 本学において所定の単位を修得した者は，教育職員免許状，司書の資格又は司書教諭の資格を取得することができる。各学部学科において取得できる免許状又は資格の種類は次のとおりである。

設置学部・学科	免許状又は資格の種類	免許教科
経済学部 経済学科	中学校教諭一種免許状	社会
	高等学校教諭一種免許状	地理歴史
		公民
	図書館司書	
	学校図書館司書教諭	
経営学部 経営学科	高等学校教諭一種免許状	商業
		情報
	図書館司書	

	学校図書館司書教諭	
人文学部 英語英米文学科	中学校教諭一種免許状	英語
	高等学校教諭一種免許状	
	図書館司書	
	学校図書館司書教諭	
人文学部 社会学科	中学校教諭一種免許状	社会
	高等学校教諭一種免許状	地理歴史 公民
	図書館司書	
	学校図書館司書教諭	
法学部 法学科	中学校教諭一種免許状	社会
	高等学校教諭一種免許状	地理歴史 公民
	図書館司書	
	学校図書館司書教諭	
情報学部 情報学科	高等学校教諭一種免許状	情報
	図書館司書	
	学校図書館司書教諭	

2 教育職員免許状、司書の資格及び司書教諭の資格の取得に関する履修規程は、別に定める。

===== (省略) =====

第11条 経済学部、経営学部、人文学部、法学部及び情報学部においては4年以上、薬学部においては6年以上在学し、第7条第2項に規定する単位数を修得した者には、卒業を認める。

第12条 本学を卒業した者に対し、次のとおり学士の学位を授与する。

学部	学科	学位
経済学部	経済学科	学士（経済学）
経営学部	経営学科	学士（経営学）
人文学部	英語英米文学科	学士（英語英米文学）
	社会学科	学士（社会学）
法学部	法学科	学士（法学）
薬学部	医療薬学科	学士（薬学）
情報学部	情報学科	学士（情報学）

2 学位及びその授与等に関する事項については、松山大学学位規則の定めるところによるものとする

る。

第4章 入学，転部，転科，休学，退学，転学及び除籍

===== (省略) =====

第16条 学校教育法による大学の学士号を有する者，又は本学を中途退学し再入学した者については，第26条第1項に規定する修業年限を経済学部，経営学部，人文学部，法学部及び情報学部においては3年以内，薬学部においては5年以内に短縮することができる。

===== (省略) =====

第21条 病気その他やむを得ない事由によって3か月以上就学できない者は，前学期，後学期又は1年の休学を願い出ることができる。

2 特別の事情があるときは，前項の規定による休学期間の満了後，引き続き前学期，後学期又は1年の休学を願い出ることができる。

3 休学期間は，経済学部，経営学部，人文学部，法学部及び情報学部においては通算して2年，薬学部においては通算して3年を超えることができない。

4 休学期間は，第26条第1項に規定する修業年限及び同条第2項に規定する在学年限に算入しない。

第22条 休学の事由が消滅したことにより復学を希望する者については，願い出により復学を許可する。

2 復学の時期は，学期の始めとする。

第23条 やむを得ない事由があると認められる者については，願い出により退学を許可する。

第24条 他の大学に転学しようとする者については，願い出により転学を許可する。

第25条 他の大学からの転学は，特別の場合を除きこれを許可しない。

2 前項の規定により転学を許可された者については，第10条の4第1項及び第2項並びに第10条の5の規定を準用する。

第26条 修業年限は，経済学部，経営学部，人文学部，法学部及び情報学部においては4年，薬学部においては6年とする。

2 在学年限は，経済学部，経営学部，人文学部，法学部及び情報学部においては6年，薬学部においては9年を超えることができない。

3 停学期間は，修業年限に算入しない。ただし1か月未満の停学の場合に限り，この期間を，修業年限に算入するものとする。

4 停学期間は，在学年限に算入する。

===== (省略) =====

第8章 教授会

第37条 本学に、各学部教授会を置く。

第38条 本学に、全学教授会及び教学会議を置く。

第39条 全学教授会、教学会議及び各学部教授会に関する規程は、別に定める。

第9章 入学定員及び収容定員

第40条 本学の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

経済学部経済学科	入学定員	400人	収容定員	1,600人
経営学部経営学科	入学定員	340人	収容定員	1,360人
人文学部英語英米文学科	入学定員	110人	収容定員	440人
人文学部社会学科	入学定員	125人	収容定員	500人
法学部法学科	入学定員	215人	収容定員	860人
薬学部医療薬学科	入学定員	100人	収容定員	600人
情報学部情報学科	入学定員	120人	収容定員	480人

===== (省略) =====

第15章 雑則

第55条 本学則の改廃は、関連する事項により、各学部教授会、教学会議又は全学教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

本学則施行に必要な細則は、別に定める。

本学則は、昭和37年4月1日から施行する。

===== (省略) =====

附 則 (2023 (令和5) 年12月20日)

本学則は、2024 (令和6) 年4月1日から施行する。

附 則 (20● (令和●) 年●月●日)

- 1 本学則は、2025 (令和7) 年4月1日から施行する。
- 2 収容定員は、第40条の規定にかかわらず、2025 (令和7) 年度は次のとおりとする。

経営学部経営学科 入学定員 340人 収容定員 1,540人

情報学部情報学科 入学定員 120人 収容定員 120人

3 収容定員は、第40条の規定にかかわらず、2026（令和8）年度は次のとおりとする。

経営学部経営学科 入学定員 340人 収容定員 1,480人

情報学部情報学科 入学定員 120人 収容定員 240人

4 収容定員は、第40条の規定にかかわらず、2027（令和9）年度は次のとおりとする。

経営学部経営学科 入学定員 340人 収容定員 1,420人

情報学部情報学科 入学定員 120人 収容定員 360人

別表(1) 学則第4条第3項 別表

=====（省略）=====

（情報学部 情報学科）

リベラルアーツ科目群

種別	授業科目	単位数	授業科目	単位数	
教 養 教 育 科 目	人文 科学 分野	哲学Ⅰ	2	比較文化論Ⅱ	2
		哲学Ⅱ	2	文章表現Ⅰ	2
		論理学Ⅰ	2	文章表現Ⅱ	2
		論理学Ⅱ	2	芸術(音楽)	2
		倫理学Ⅰ	2	芸術(美術)	2
		倫理学Ⅱ	2	心理学	2
		比較文化論Ⅰ	2		
	社会 科学 分野	経済学の基礎Ⅰ	2	日本国憲法	2
		経済学の基礎Ⅱ	2	政治学の基礎Ⅰ	2
		経営学の基礎Ⅰ	2	政治学の基礎Ⅱ	2
		経営学の基礎Ⅱ	2	国際関係論Ⅰ	2
		社会学の基礎Ⅰ	2	国際関係論Ⅱ	2
		社会学の基礎Ⅱ	2	地域と福祉	2
		法学の基礎	2		
	自然 科学 分野	統計学Ⅰ	2	生物学	2
		統計学Ⅱ	2	物理学	2
		数学Ⅰ	2	化学	2
		数学Ⅱ	2	地学	2
		環境学Ⅰ	2	科学史	2
		環境学Ⅱ	2	薬と健康	2
	言 語	言語文化 基礎科目	◎総合英語ⅠA	1	◎英語演習Ⅰ
◎総合英語ⅠB			1	◎英語演習Ⅱ	1

文 化 科 目	言語文化 応用科目	英語プレゼンテーションⅠ	2	英語ライティングⅠ	2
		英語プレゼンテーションⅡ	2	英語ライティングⅡ	2
		英語コミュニケーションⅠ	2	英語リーディングⅠ	2
		英語コミュニケーションⅡ	2	英語リーディングⅡ	2
	言語文化 講義科目	英語学Ⅰ	2	英語圏文学Ⅰ	2
		英語学Ⅱ	2	英語圏文学Ⅱ	2
健康文化 科目	身体運動学	2	スポーツ医学	2	
	体育（教職）	2			

備考 ◎印のある授業科目は必修科目である。

学部科目

一般教育科目群	単位数
線形代数Ⅰ	2
線形代数Ⅱ	2
微分積分Ⅰ	2
微分積分Ⅱ	2

一般教育科目群	単位数
コミュニケーション技法論	2
アントレプレナーシップ入門	2
コンピュータ概論	2
アートとデザイン	4

専門科目群	単位数
◎情報学部基礎セミナー	2
◎専門セミナー	4
◎卒業研究	4
◎情報学概論	2
◎プログラミングⅠ	2
プログラミングⅡ	2
◎実用情報学	2
物理と情報処理	2
情報とサステナビリティ	2
情報社会・情報倫理	2
人工知能概論	2
データ構造とアルゴリズム	2
Webプログラミング	2
データサイエンス入門	2
機械学習	2
データサイエンスⅠ	2

専門科目群	単位数
情報セキュリティ基礎	2
アプリ開発Ⅰ	2
アプリ開発Ⅱ	2
情報セキュリティ対策	2
デジタル回路設計Ⅰ	2
デジタル回路設計Ⅱ	2
クラウド開発	2
情報セキュリティ実践	2
情報システム開発	4
マルチメディア	2
3Dモデリング基礎	2
3Dモデリング	2
数値計算とシミュレーション	2
実写映像制作Ⅰ	2
実写映像制作Ⅱ	2
デジタル画像処理Ⅰ	2

データサイエンスⅡ	2
ディープラーニング	2
自然言語処理	2
応用情報学	2
情報数学	2
オペレーティングシステム	2
Linux実践	2
組込みシステム	2
プログラミング実践	2
プロジェクトマネジメント	2
半導体デバイス工学Ⅰ	2
半導体デバイス工学Ⅱ	2
情報ネットワークⅠ	2
情報ネットワークⅡ	2
IT概論Ⅰ	2
IT概論Ⅱ	2
データベース	2

デジタル画像処理Ⅱ	2
CGアニメーション基礎	2
CGアニメーションⅠ	2
CGアニメーションⅡ	2
CGアニメーションⅢ	2
Webデザイン	2
数理モデリング	2
Web制作	2
物理シミュレーション	2
画像解析Ⅰ	2
画像解析Ⅱ	2
ゲームクリエーション基礎	2
ゲームデザイン	2
ゲームクリエーションⅠ	2
ゲームクリエーションⅡ	2
音響情報処理	2

備考 ◎印のある授業科目は必修科目である。

社会実践科目群	単位数
◎プロジェクトデザイン	2
プロジェクト実践	4
マネジメント実践	4
◎キャリア探索	2

社会実践科目群	単位数
キャリアプランニング	2
キャリア教育実践	2
地域連携インターンシップ	2

備考 ◎印のある授業科目は必修科目である。

周辺科目群	単位数
メディア論	4
経営科学	4
マーケティング論	4

周辺科目群	単位数
ブランド・マネジメント論	2
地域ブランド論	2
流通コース特殊講義（デジタル・マーケティング論）	2

==== (省略) =====

○松山大学各学部教授会規則

昭和46年2月13日

制定

松山大学各学部教授会（以下「教授会」という。）は、その民主的かつ能率的な運営によって本学における教育研究の使命達成を目的として設置する。この目的のために、松山大学各学部教授会規則は、松山大学学則第39条の規定に基づき、教授会の構成及び運営について必要な事項を定めるものである。

ただし、薬学部については別に定める。

（構成）

第1条 教授会は、各学部に所属する専任かつ常勤（特任を除く）の教授、准教授、講師及び助教をもって構成する。ただし、必要に応じて教授会の議決に基づき教授会構成員（以下「構成員」という。）以外の者の出席を求め、あるいは認めることができる。

2 第4条第1項に定める審議事項のうち第9号に定める事項については、教授会は、その議決をもって、構成員の一部の者から構成する会議において審議することができる。

3 前項の場合において、教授会は、その議決をもって、前項に定める会議の議決を当該教授会の議決とみなすことができる。

（招集）

第2条 教授会は、学部長が招集する。

2 教授会は、定例として毎月第1木曜日に招集する。ただし、重要な議案のないときは招集しない。また必要に応じ臨時に招集することができる。

3 構成員の3分の1以上が審議事項及びその理由を示して要求したときは、教授会を招集しなければならない。ただし、審議事項が成案を要するものは案文を添えて要求しなければならない。

4 招集の通知は、原則として文書をもって教授会の前日までにその審議事項を示して行う。

（議長）

第3条 教授会の議長は、学部長がこれにあたる。学部長に事故があるとき、あるいは議題が学部長に利害関係があるときは、構成員中の最年長者が議長の職務を代行する。

（審議事項）

第4条 教授会は、次に掲げる事項のうち、教育研究活動に関し学長が決定を行うにあたり、意見を述べるものとする。

- (1) 入学、転部、転学、休学、退学及び卒業
- (2) 試験及び課程修了の認定
- (3) 学位の授与
- (4) 学科課程

- (5) 学科目の設定及び改廃並びに担当者
- (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言，指導その他の援助
- (7) 学部長の選出など
- (8) 各種委員の選出
- (9) 教員（教授，准教授，講師及び助教をいう。以下同じ。）の資格審査並びに任免案及び懲戒案
- (10) 教員の留学及び派遣
- (11) 教員の学外出講など
- (12) 学則中，各学部の教育研究に関する事項

2 教授会は，前項に規定するもののほか，各学部の教育研究に関する事項について審議し，学長に意見を述べることができる。

3 学長は，前2項の規定により意見が提出された事項について決定を行うにあたり，当該教授会に決定内容及び決定日を通知しなければならない。

4 学長は，本条第1項及び第2項に係る判断及び決定について，教授会構成員の過半数から疑義が示された場合，理事会において，教授会により指名された代表者に疑義を報告させなければならない。ただし，この報告行為は学長の決定を妨げない。

（審議事項の制限）

第5条 教授会においては，あらかじめ示された事項以外は審議しない。ただし，教授会が緊急の必要ありと認めたときは，この限りでない。

（決議の方法）

第6条 教授会の議決は，特別の定めがない限り，次の各号の定めるところによる。

- (1) 各構成員は，1個の議決権を持つ。
- (2) 教授会は，構成員の3分の2以上の出席をもって成立し，議事は出席者の過半数で決定する。可否同数のときは，再審議する。
- (3) 前号の規定にかかわらず，教員の資格審査並びに任免案及び懲戒案については，構成員の4分の3以上の出席をもって成立し，議事は出席者の3分の2以上で決定する。
- (4) 学科目の設定，改廃に関する事項，この規則の改廃，その他重要事項に関しては，議決の要件を加重することができる。
- (5) 構成員は，やむを得ない事由のあるときは，教授会の承認を得て，書面によりその意見を述べ，又はその議決権を行使することができる。ただし，本号に基づいて議決権を行使する者は，第2号及び第3号に定める教授会の成立に必要な出席者には含めない。
- (6) 教授会の議決に直接利害関係のある者は，教授会が必要と認めた場合のほか教授会に出席しないものとする。
- (7) 議長は，教授会の議決に直接利害関係があると認められる者の退席を求めることができ

る。ただし、この場合の退席によって教授会が不成立になることはない。

(8) 教授会の議決に直接利害関係のある者は、その利害関係ある事項については議決権を行使することができない。

(9) 教授会では、構成員以外の出席者にも発言権が与えられるが、議決権は与えられない。

(委員会)

第7条 教授会は、審議事項について必要ありと認めたときは、その事項について審議立案し、又は処理するための委員会（以下「委員会」という。）を設けることができる。

2 委員会の委員の選任方法は、その都度定める。

3 委員会は、委託された事項について審議立案し、又は処理した結果をできる限りすみやかに議長に報告しなければならない。

(欠席の届出)

第8条 構成員が病気その他の事由によって会議に出席することができないときは、事前に理由を添えて教務部に届け出なければならない。

(守秘義務)

第9条 構成員その他出席者は、会議の発言者及びその発言内容を漏らしてはならない。

2 構成員その他出席者は、人事に関する事項及び学生の個人情報に関する事項、その他特に定められた事項の審議内容について、秘密を漏らしてはならない。

(議事録)

第10条 議事録は、速やかに作成のうえ、次回の教授会において承認を得るものとする。

2 議事次第及び議事概要は適切な方法で公開する。

(所管)

第11条 教授会に関する事務は、教務部の所管とする。

(規則の改廃)

第12条 この規則の改廃は、教授会及び教学会議の議を経て、学長が行う。

附 則

1 この規則は、昭和46年2月13日から施行する。

2 この規則について必要あるときは、細則を別に定める。

附 則（昭和55年4月1日）

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（平成元年4月1日）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（2006（平成18）年4月1日）

この規則は、2006（平成18）年4月1日から施行する。

附 則（2007（平成19）年4月1日）

この規則は、2007（平成19）年4月1日から施行する。

附 則（2011（平成23）年1月12日）

この規則は、2011（平成23）年4月1日から施行する。

附 則（2015（平成27）年3月13日）

この規則は、2015（平成27）年4月1日から施行する。

○松山大学各学部教育課程編成会議規則

2023(令和5)年12月11日

制定

(目的)

第1条 松山大学各学部教授会(以下「教授会」という。ただし、薬学部は除く。)は、各学部が定める教育目標を達成するために最適な教育課程等を編成することを目的に、松山大学各学部教育課程編成会議(以下「教育課程編成会議」という。)を設置する。

(構成)

第2条 教育課程編成会議は、各学部に所属する次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 専任かつ常勤の教育職員
- (2) 特別任用教育職員(外国語教育特別任用講師及び教職課程又は司書・司書教諭課程担当者として採用された者を除く。)
- (3) 特任の教育職員(教職課程又は司書・司書教諭課程担当者として採用された者を除く。)

2 学部長又は教育課程編成会議が必要と認めた場合には、前項の教育課程編成会議構成員(以下「構成員」という。)以外の者の出席を求めることができる。

(審議事項)

第3条 教育課程編成会議は、次に掲げる事項について、教授会が審議を行うにあたり、意見を述べるものとする。

- (1) 松山大学学則第4条、第5条及び第7条に定める事項
- (2) 各学部細則及び履修規程に関する事項
- (3) 開講科目(教職課程科目及び司書・司書教諭課程科目は除く。)に関する事項
- (4) 主要授業科目の指定に関する事項
- (5) カリキュラム・ポリシー(教育課程編成・実施の方針)に関する事項
- (6) 教育課程の点検・評価に関する事項

2 前項第3号の開講科目について、当該年度にやむを得ない事由により開講の有無や開講期等に変更が生じた場合は、教授会へ一任することができる。また、当該学部生が履修可能な教養教育科目、言語文化科目及び健康文化科目については、必要に応じて教授会の議を経て、学長に対して意見を述べることができる。

3 教育課程編成会議は、本条第1項に規定するもののほか、各学部の教育課程等の編成に関する事項について審議し、教授会に意見を述べることができる。

(審議事項の制限)

第4条 教育課程編成会議においては、あらかじめ示された事項以外は審議しない。ただし、教育課程編成会議が緊急の必要ありと認めたときは、この限りでない。

(招集)

第5条 教育課程編成会議は、学部長が招集する。

2 構成員の3分の1以上が審議事項及びその理由を示して要求したときは、教育課程編成会議を招集しなければならない。ただし、審議事項が成案を要するものは案文を添えて要求しな

ればならない。

(開催手続)

第6条 学部長は、教育課程編成会議の開催日の3日前までに、会議の日時、開催場所及び議案を構成員及び第2条第2項の規定により出席を求める構成員以外の者へ通知しなければならない。ただし、緊急の議案については、この限りではない。

(議長)

第7条 教育課程編成会議の議長は、学部長がこれにあたる。

2 学部長に事故があるとき、構成員中の最年長者が議長の職務を代行する。

(定足数)

第8条 教育課程編成会議は、第2条第1項の構成員の3分の2以上の出席者がなければ開催することができない。

(議決方法)

第9条 教育課程編成会議の議事は、議決権を有する構成員の過半数をもって議決し、可否同数の場合は、再審議とする。

2 構成員は、やむを得ない事由により出席できないときは、教育課程編成会議の承認を得て、書面によりその意見を述べ、又はその議決権を行使することができる。ただし、本項に基づいて議決権を行使する者は、前条の教育課程編成会議の成立に必要な出席者には含めない。

3 教育課程編成会議では、第2条第2項による構成員以外の出席者にも発言権が与えられるが、議決権は与えられない。

(欠席の届出)

第10条 構成員が病気その他の事由によって教育課程編成会議に出席することができないときは、事前に理由を添えて教務部に届け出なければならない。

(守秘義務)

第11条 構成員その他出席者は、会議の発言者及びその発言内容を漏らしてはならない。

(議事録)

第12条 議事録は、速やかに作成のうえ、次回の教育課程編成会議において承認を得るものとする。

2 議事次第及び議事概要は適切な方法で公開する。

(所管)

第13条 教育課程編成会議に関する事務は、教務部教務課が行う。

(規則の改廃)

第14条 この規則の改廃は、教育課程編成会議、教授会及び教学会議の議を経て、学長が行う。

附 則 (2023(令和5)年12月11日)

1. この規則は、2024(令和6年)4月1日から施行する。
2. この規則は、2026年度末までに全学的な自己点検・評価の実施に合わせて見直しを行うこととし、それ以降は適切な時期に都度見直しを図っていくこととする。